

## ○生徒指導にかかると事項

### 1. いじめの未然防止及び早期発見・早期解決

#### (1) いじめ防止等の対策のための組織

①名称 「いじめ防止対策委員会」

②構成員 校長、教頭、首席、生徒指導担当、人権教育担当、各学年主任 養護教諭

#### ③役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

イ いじめの未然防止

ウ いじめの対応（ケース会議等も含む）

エ 教職員の資質向上のための校内研修

オ 年間計画の企画と実施

カ 年間計画進捗のチェック

キ 各取組の有効性の検証

ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

#### (2) 年間計画

	各学年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 児童の情報共有 地区把握期間（地域の様子の把握） 学級懇談会の実施	「学校いじめ防止基本方針」の更新 PTAへ「学校いじめ防止基本方針」を周知 人権支援通級情報共有会 家庭訪問
5月	校外学習（仲間づくり「つながり」） わかる授業づくり 授業参観	教職員間による公開授業 オープンスクール
6月	キャンプ（5年）（仲間づくり「つながり」）	校外学習（仲間づくり「つながり」）
7月	いじめアンケート実施	アンケート回収（情報共有 確認・対応） 保護者個人懇談会（家庭での様子の把握）
8月		
9月	人権支援通級情報共有会 教職員間による公開授業	運動会（仲間づくり「つながり」） 校外学習（仲間づくり「つながり」）
10月	修学旅行（6年）（仲間づくり「つながり」）	
11月		オープンスクール
12月	いじめアンケート実施 わかる授業づくり	アンケート回収（情報共有 確認・対応） 教職員間による公開授業 保護者個人懇談会（家庭での様子の把握）
1月		
2月	いじめアンケート実施 児童の情報共有	アンケート回収（情報共有 確認・対応） 人権支援通級情報共有会
3月		

## 2. 虐待及び不登校への対応

### (1) 虐待及び不登校の対応のための組織

①名称 「虐待・不登校等対応委員会」

②構成員 校長、教頭、首席、生徒指導担当、人権教育担当、各学年主任 養護教諭

③役割

ア 「児童虐待防止のてびき」及び「不登校の対応マニュアル」の確認

イ スクリーニング実施 → 分析・検討・対応

ウ 虐待・不登校等の対応（ケース会議等も含む）

エ 教職員の資質向上のための校内研修 →心の教室相談員やSC、SSW、SLの活用もあり

オ 「児童虐待防止のてびき」及び「不登校の対応マニュアル」の見直し



### (2) 虐待対応

①「児童虐待防止のてびき」（大阪府教育庁作成）の「児童虐待チェックシート」教職員は、児童のささいな変化も見逃さず、虐待またはその疑いがある場合は、まずは、管理職や担当者に相談する。

②管理職は、子ども家庭センター、または、子どもの育ち見守り室「となとな」に通告する。

③通告後は、「児童虐待防止のてびき」に基づき、対応する。

### (3) 不登校対応

①担任一人で抱えこまず、不登校対応委員会とともに、複数の教員、専門家と情報共有する。

②アセスメント（見立て）に基づいた、多面的で適切な支援（プランニング）を実現する。

③必要に応じて、学校外の関係機関とも協力・連携して対応する。

\*不登校または不登校傾向にある児童への対応として・・・

**欠席や遅刻が多い児童生徒を安易に怠けや甘え、体調不良等と判断せず、なぜ登校しないのか（登校できないのか）に着目した対応を心がけること。**



学校に行きづらくなっている要因は、友人関係や家庭環境等、様々な場合が考えられる。怠けや甘えだからと判断し、無理に学校に来させようとする、体調不良だからとそのままにしておくといった対応では、欠席状況がより深刻化しかねません。その要因や背景を多面的に捉え、適切な対応をすることが必要。

### 具体的な対応例と注意点

○欠席や遅刻が連続して、また断続的に見られる場合や、「病気や体調不良による欠席」でも欠席が続く場合には、「不登校」の可能性も考えて対応する。

○欠席や遅刻の状況が続いたら、日頃から日付や曜日、時刻等を正確に記録する。

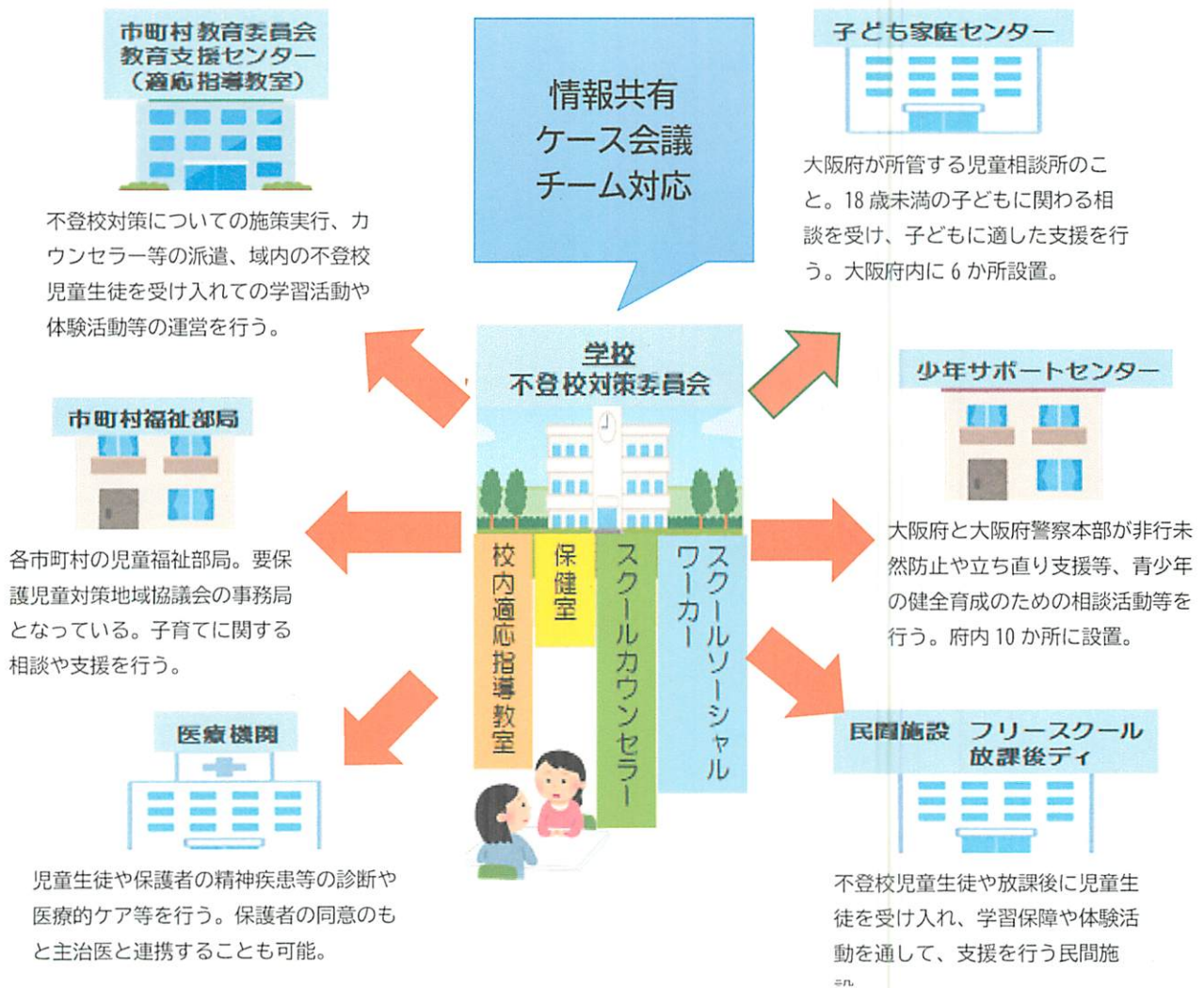
○登校した際の学校での様子や人間関係等をしっかり観察する。

○本人や保護者に寄り添って丁寧に話を聞きとり、家庭の様子や変化等を、しっかり把握する。

○背景にいじめがないか、情報を集めること。その際、いじめアンケートで訴えがなくてもいじめはないと安易に判断しないようにする。

○普段から学年教員や生徒指導担当教員、管理職等に相談する、若しくは校内の不登校対策委員会等に報告する等、校内で相談・共有する。

## ※不登校児童対応のイメージ





# つ だ しょうがっこう た ぶ れ っ と 津田小学校タブレットのきまり

## さいじゅうようやくそく 最重要約束

じゅぎょう がくしゅうもくてきい がい ぜったい しょう  
・授業、学習目的以外では絶対に使用しない。

せんせい しじ したが  
・先生の指示に従う。

## やくそく 約束

- ①タブレットは、先生の指示があった場所（机・ランドセル内）に置きましょう。
- ②休み時間は、使用禁止とします。（先生の指示があった場合は除く）
- ③教室や、授業で使用する場合のみ使用可能です。
- ④放課後は、宿題や課題を行う場合のみ使用可能です。
- ⑤登下校中は出しません。
- ⑥勝手に写真を撮ったり、録音したりすることは法律で禁止されています。  
絶対にしてはいけません。
- ⑦必ず、毎日自宅で充電をして持ってきます。学校で充電は原則しません。
- ⑧紛失、盗難、破損などは、場合によっては弁償になる可能性があります。十分気を付けましょう。

## きんし 禁止

- ①ゲーム機能
  - ②チャット機能
  - ③ズーム機能
  - ④写真動画撮影、録音機能（授業に関係のないものは禁止）
  - ⑤ホーム画面の画像の変更
  - ⑥ロックナンバーの変更
  - ⑦不適切な書き込み ※いじめに繋がります
  - ⑧学校以外のアカウント作成、ログイン
- ※その他不適切、マナー違反



だれ めいわく か こうい じゅぎょう さまた こうい  
誰かに迷惑を掛ける行為・授業の妨げになる行為や  
がくしゅう はん こうい  
学習に反する行為はやめましょう。

さいさん しどう ちゅうい かか やくそく まも ばあい  
再三の指導、注意にも関わらず約束が守れない場合は、  
た ぶ れ っ と たんまつ かいしゅう  
タブレット端末を回収します。

うんどうじょう つか かた ほぞんばん  
**運動場の使い方(保存版)**

じどうかい  
**児童会**

ブランコ  
ふたりの  
二人乗り禁止  
こうたい つか  
交代で使う

まとあて ゴール ゴール

サッカーエリア

	月	火	水	木	金
20分保み	高	低	高	低	高
昼休み	低	高	低	高	低

たいいくそうこ  
**体育倉庫**

こうてつぼう  
**高鉄棒**  
うえ  
上にはのぼらない。

すべりだい  
逆向き禁止

**プール**

たけうま  
**竹馬**  
こうたい つか  
交代で使う

こうがくねん ねんせい  
**高学年(4~6年生)**

**ボールエリア**

ちやうれいだい  
**朝礼台**

ていがくねん ねんせい  
**低学年(1~3年生)**

しーなー  
うんてい

**プレハブ**

たいいくかん  
**体育館**  
いちりんしゃ  
一輪車エリア

バスケエリア

	月	火	水	木	金
20分	2・4・6	1・3・5	2・4・6	1・3・5	2・4・6
昼休み	1・3・5	2・4・6	1・3・5	2・4・6	1・3・5

**てつぼうエリア**

かだん  
**花壇**  
せいもん  
正門  
きねんかいかん  
**記念会館**

コンテナ室  
3号館  
2号館  
下足  
1号館  
なかにわ  
**中庭**  
なわとび

## ～あそびのきまり～

- ☆みんなが遊ぶように決まったところで遊びましょう。
- ☆ボールは運動場まで手で持って行きましょう。
- ☆一輪車は体育館周辺で使いましょう。  
(階段では危険なので一輪車に乗ってはいけません。)
- ☆ける遊びは、まとあてとゴールのあるところでしましょう。
- ☆なわとびは、中庭でしましょう。
- ☆遊具はゆずりあって使い、危険なあそびはやめましょう。
- ☆予鈴が鳴ったらすぐに遊びをやめて、教室に戻りましょう。
- ☆赤旗が立っている時は運動場へ出てはいけません。

## ～あそんではいけなところ～

- 校門
- 花壇
- 記念会館前
- 1号館の裏
- フレハフ小屋の裏
- 非常階段
- コンテナ室のまわり
- 靴箱周辺

## ～ボールであそんでは

## いけないところ～

- 靴箱周辺
- てつぼう
- なわとび(中庭)
- 花壇のまわり
- 遊具のまわり



うんどうじょう  
ボールは運動場で!

・・・走ったり遊んだりできない  
ところ



# 子どもたちの輝く未来のために

## ～児童虐待防止のてびき～

もしかして…虐待？

### 早期発見

一人で抱え込まず、すぐに管理職に報告を！

- ◇子どもの何気ない仕草や言動などから普段の様子との違いを感じ取ることで、児童虐待の早期発見に努めることが重要です。
- ◇その際、「児童虐待チェックシート」を活用しましょう。
- ◇教職員は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、一人で抱え込まず、直ちに管理職に報告しましょう。

- 報告を受けた管理職は速やかに、担当教員や養護教諭、S CやS S Wなど関係職員を集め、それぞれが持つ情報を収集し、事実関係を整理します。
- 時系列に子どもの様子や対応の状況を記録しておきます。（子どもへの詳しい聞き取りは、通告後に市町村虐待対応担当課や児童相談所で対応します。）
- 以下の基準に従って、市町村虐待対応担当課もしくは児童相談所に通告します。その際、教育委員会にも連絡します。
  - ★要保護児童対策地域協議会(要対協)に台帳登録されている場合 → 市町村の要対協の主担当機関
  - ★以下の①～④に該当する場合 → 児童相談所（危険性、緊急性が高いと思われる場合は警察にも通報します）
  - ★通告の判断に迷った場合や以下の①～④以外の場合 → 市町村虐待対応担当課

- ①明らかな外傷（打撲傷、痣く内出血）、骨折、刺傷、やけど等）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄等）があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④子どもが家に帰りたくないと言った場合（子ども自身が保護・救済を求める場合）

- 通告は義務であり、守秘義務違反に当たりません。確証がなくても通告します。（誤りであったとしても責任は問われません）
- 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関です。（「疑い」は必ず通告）
- 保護者との関係よりも子どもの安全、安心と健全育成を優先します。

通告の第一報は電話でかまいません。その後、通告書（別添様式）を用いて通告するとともに、教育委員会等学校設置者にも通告書を送付します。児童相談所等は通告から数時間で一時保護に係る一連の手続きをとる場合もあるため、速やかに通告します。特に、上記①～④の場合、帰宅させることは、子どもに危険が及ぶ恐れがあるため、児童生徒が在校している時間帯での通告が必要です。

○枚方市子どもの育ち見守りセンター（ととな）＜虐待通告専用電話＞

**050-7102-3221**

○大阪府内の児童相談所(子ども家庭センター等) いちはやく

児童相談所全国共通ダイヤル **189**

※発信した電話の市内局番等から当該地域が特定され、管轄の児童相談所に電話が転送されます。



## 通告 通告をためらわず子どもの安全を最優先に！-保護者への対応ポイント-

- ◇虐待の疑いがあった場合、通告前に保護者に連絡する必要はありません。
- ◇通告後に予想される事態と対応方法について、市町村虐待対応担当課や児童相談所と協議しておきます。その中で、保護者からの抗議等に対して、誰が、どのような説明を行うか具体的に決めておきます。
- ◇保護者からの問い合わせや要求に対しては、管理職を含めた複数の教職員等で対応することや、即座に教育委員会等に連絡を入れること、警察も含めた関係機関と情報共有し連携し、組織的に対応します。

### <保護者対応 Q & A>

Q：通告後に、保護者から学校等に対し、「学校が言い付けた」等と抗議があった場合はどうすればよいですか？

A：「虐待が疑われる場合には、通告は法律で義務づけられていて、学校に選択の余地はない」旨を明確に回答します。

Q：児童相談所が一時保護を行ったことについて、保護者から学校に抗議があった場合はどうすればよいですか？

A：「一時保護は児童相談所の判断で行われるものであり、学校の決定によるものではない」など、一時保護は児童相談所の権限や責任で行われたことを明確に回答します。

⇒通告後、一時保護する等の対応については、市町村虐待対応担当課や児童相談所が総合的に判断・決定します。

## 理解と認識

## 虐待種別ごとの特徴と必要な対応

### ① 身体的虐待

子どもの身体に外傷が生じる、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

- ・子どもの傷や痣を発見した際、傷や痣のことを子どもに聞いた時に、どんな反応をするか、第一声でどう説明するか注意深く見る。また、日付と時刻入りで、正確に発言内容や様子を記録する。
- ・傷や痣は写真撮影する。傷等の部位とその部位を含んだ全体を撮影する。

### ② 性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、又は子どもにわいせつな行為をさせたり見せたりすること。

- ・通告を躊躇しない。
- ・子どもに話を聞く際に、教員が驚く等の態度を表すと、本人が前言を否定し続けることもあるため、子どもの話を全面的に受けとめ、迅速に通告すること。また、対応する教員の性別等を本人の希望に沿うように配慮する。

### ③ ネグレクト

子どもの心身の発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置、その他、保護者としての監護を著しく怠ること。また、保護者以外の同居人による虐待行為を保護者が放置すること。

- ・子どもの状況や発言、保護者とのやりとり、家の様子、学校が保護者にどう指導してきたか等を、日時とともに具体的に記録する。

### ④ 心理的虐待

子どもに対する暴言又は拒絶的な対応、家庭内における配偶者等への暴力を見せるなど子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- ・心理的虐待による子どもに与える影響は、一つの兆候だけで判断するのは難しく、学校での日々の様子や変化等、継続的に捉えることが必要。面前DVが増加しているが、表面上、深刻さはわかりにくい。少しでも気になる状況があれば、市町村虐待対応担当課や児童相談所に相談する。

### ⑤ 経済的虐待

保護者の管理に属しない子どもの財産を保護者が不当に処分すること。

- ・子どもがアルバイトなどで得た収入を保護者が取り上げて保護者の遊興に使うなどの行為が該当。気になる状況があれば、市町村虐待対応担当課や児童相談所に相談する。



教職員は、虐待を早期発見するため、必要に応じて本シートを活用してください。

A 子どもの様子

- 反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える
- 警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう
- 教職員等と目を合わせられない、また顔色を伺ったり、接触をさげよとしたりする
- 表情が乏しく受け答えが少ない、またボーっとしている、急に気力がなくなる
- 落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、すぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られたりする
- 大人に対して反抗的、暴言を吐く
- 他者とうまく関われず、友だちと遊べなかったり、孤立したりしがちである
- 担任の教員等を独占したが、用がなくても近づくなど、過度のスキンシップを求める
- 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする
- 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える
- 自暴自棄な言動がある
- 深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す
- 保護者の顔色を窺う、意図を察知した行動をする、また保護者といるとおどし落ち着かない
- からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等
- 季節にそぐわない服装をしている、衣服が破れたり汚れたりしている
- 虫歯の治療が行われていない
- 食べ物への執着が強く、過度に食べる
- 極端な食欲不振が見られる
- 理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い、きょうだいの面倒を見るため欠席等がある
- なにかと理由をつけてなかなか家に帰りがたらない
- 年齢不相応な性的な興味関心・言動がある

B 保護者の様子

- 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている
- 「かわいくない」「にくい」などの否定的な発言がある
- 子どもの発達等に無関心で、育児について拒否的な発言がある
- 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、激しく叱ったり、ののしったりする
- きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる
- 精神科への受診歴、相談歴がある、またアルコール依存や薬物の使用歴がある
- 子育てに関する強い不安がある
- 些細なことでも激しく怒る、被害者意識が強いなど感情や行動のコントロールができない
- 長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない
- 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある
- 学校行事への不参加、連絡をとることが困難である

C 家族・家庭の状況

- 絶え間なくけんかがあったり、家族（同居者間の暴力）不和があったりする
- 家中がゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている
- 理由のわからない頻繁な転居がある
- 近隣とのつきあいを拒否する
- 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む

その他、気になること

\* 記載されている以外の家庭環境や経緯等を含めて、総合的に判断します。

**一時保護となった場合**

- ◇児童生徒の学習機会等の充実のため、一時保護中も児童相談所や一時保護所と連携します。
- ◇健康情報については、児童相談所の求めがあった場合には速やかに情報提供します。
- ◇一時保護中も、学校で専門家や関係機関とケース会議等を持ち、子どもが安心して学校環境に戻れるよう、学校で配慮すべきことや、一時保護解除後の支援について、対応プランを決定しておきます。

**在宅での支援となった場合** (一時保護解除後を含む)

- ◇以下の「見守りポイントの例」を参考にしながら、気になる様子や不自然なことがあれば、市町村虐待対応担当課や児童相談所に相談します。
- ◇要対協において要保護児童として進行管理台帳に登録された児童生徒や、児童相談所が必要と認める児童生徒について、1か月に1回、出欠状況や家庭からの連絡の有無、欠席の理由について書面にて情報提供が必要です。
- ◇理由に関わらず、休業日を除き、引き続き7日欠席した場合は、速やかに市町村虐待対応担当課や児童相談所に情報提供します。

**見守りポイントの例**

- 外傷や内出血（あざ）がある。また病気やけがの手当てがされていない  体重の減少がある
- 服装や体の汚れ等、不潔な状況がある  食事をしていない様子が見られる（給食をがつつ食べる等）
- 本児の言動に変化が見られる
  - 家に帰りがらない  親を恐れる  自傷行為や乱暴、動物への虐待などがみられる
  - ひどいかんしゃくをおこす  無表情や暗い表情をしている、ボーっとしている
- 自宅に洗濯物が干されている等の居住実態がある、外出する等の子どもの活動が見られる
- 家族に大きな変動（同居・別居・出産）があった  親族や近隣から通報や連絡があった

**※要保護児童対策地域協議会（要対協）への参画**

市町村虐待対応担当課や児童相談所が、通告後や一時保護解除後に継続して子どもや家庭に関わっていく必要があると判断した場合、市町村虐待対応担当課等で協議のうえ、要対協の進行管理台帳に登録されます。学校も要対協の構成員の一つとして、定期的な会議等を通じて状況や課題を関係者とともに共有し、多面的な支援を継続的に実施することで児童生徒の最善の利益をめざします。

**※「要支援児童」への対応（児童福祉法 第21条の10の5、第25条の2）**

「要支援児童」とは、①育児不安（育児に関する自信のなさ、過度な負担感等）を抱えた保護者の下で監護されている子ども ②養育に関する知識が不十分なため不適切な養育環境に置かれている子ども 等のことであり、要保護児童に移行することを未然に予防することが求められる支援対象です。要保護児童と同様に要対協での支援対象であり、児童虐待のハイリスク群としての対応が必要です。



大阪府 教育庁 市町村教育室 小中学校課  
 教育振興室 高等学校課・支援教育課  
 福祉部 子ども室 家庭支援課

令和元年12月発行



## はじめに

本校は、枚方市いじめ防止基本方針(概要版含む)(以下、枚方市方針)に記載の考え方や取組を基に、いじめに対応する。本方針では、枚方市方針と同様のことはできる限り記載せず、具体的な対応や考え方などを簡潔に記載することで、教職員だけでなく、児童とその保護者や地域の方々とも考え方を共有しやすくし、いじめに対して、より早く、実効的に取り組むことを目的として作成した。

### 1. 基本理念

本校は「互いのよさ、違いを認め合い、ともに学び、ともに育つ」という基本理念のもと、いじめは「重大な人権侵害事象である」という認識で対応する。

### 2. いじめの定義の基本的な解釈

一定の人間関係があり、被害児童が心身の苦痛を感じているもの(SNSも含む)

### 3. いじめの態様(ここに挙げていないことでも心身の苦痛を感じるものは当てはまる)

嫌なことを言われる、仲間外れ・無視、軽くぶつかられる・叩かれる、遊ぶふりをして蹴られる(SNSも含む)

### 4. 具体的な事例

「AがBに悪口を言った。Bが怒り、Aを殴ったことをきっかけに喧嘩になり、お互い苦痛を感じている。」

→AとBを被害児童としての「いじめ2件」となる(1つの事案でも、被害児童が複数名いる場合がある)。

・Aには悪口を言ったこと、その後の喧嘩について指導する(悪口を言った背景も聴く)。

・Bには悪口を言われた思いは傾聴しつつ、だからといって殴っていいわけではないことを指導する。

(いじめられる(何かされる)側にも責任があるという解釈ではない)

### 5. いじめの未然防止

・「いじめられたら(何かされたら)やり返す」を許さない。

「何かされたらやり返していい」という考え方は、負の連鎖を生み、重大な事象につながる可能性があると考ええる。

・年度当初の周知(児童や保護者、地域の方々)

入学式や始業式、ブログなどを通じ、いじめについての考え方や窓口の周知

・いじめアンケートの実施

学期に1回以上実施する。必要な場合はその都度実施し、情報を集める。

・いじめ防止対策委員会の実施(年度当初と各学期末、年間4回)

校長、教頭、生徒指導担当者、人権教育担当者、各学年主任、養護教諭、心の教室相談員を基本の構成員とする  
(在籍する場合) 首席、指導教諭、スクールカウンセラー

(臨時の場合) 当該学年と管理職など、直ちに参集できる教職員等で実施し、迅速に対応する。

・様々な行事や取組、校内研修、研究授業等の実施

「互いのよさ、違いを認め合い、ともに学び、ともに育つ」を意識した仲間づくりを常に意識する。

### 6. いじめの発見、対応

・いじめは「いつでも、誰にでも起こりうる」との認識のもと、早期発見を心がける。

・発見後は「枚方市立津田小学校 いじめ対応マニュアル」に則り、対応し、一人で抱え込まない。(組織的な対応)

・関係児童には支援・指導。その保護者とも情報を共有し、一定の解決をめざす。(法的な解消は3か月を目安)

・重大ないじめ事案等は警察等と連携する場合がある。(文部科学省 令和5年2月7日通知)

### 7. いじめの解消

・被害児童に直接確認することを基本とするが、「何か気になる事があれば先生に言いに来てね」などのメッセージを定期的に全体に周知し、様子を見るなど、3か月を目安として、解消を確認する。

# 枚方市立津田小学校 いじめ対応マニュアル

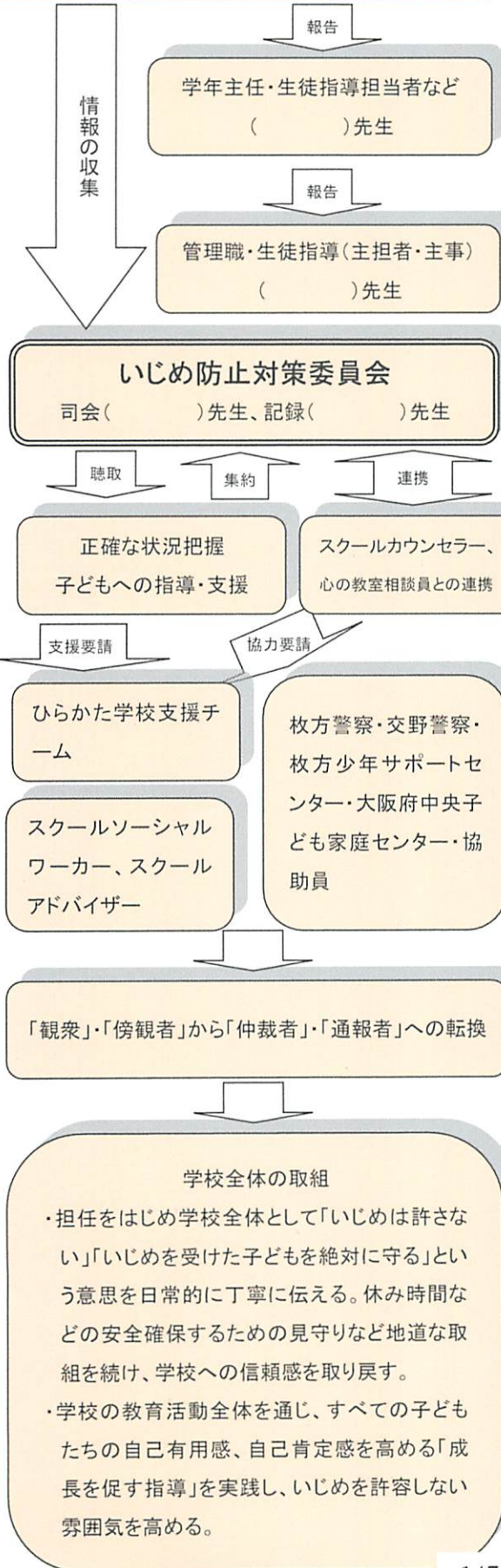
- ✓ いじめが疑われるような状況に気づいたとき
- ✓ まわりの子どもが、いじめの存在を教えてくれたとき
- ✓ いじめられていると本人が訴えてきたとき

初期対応  
(正確な状況把握)

いじめの持続・継続の防止

再発防止に向けて  
まわりの子どもの  
エンパワメント

継続した見守り  
成長を促す指導



- 積極的な認知(裏面に詳細)  
・いじめの定義に基づき、いじめを受けた子どもの心情に寄り添う。

- 一人で抱え込まない(裏面に詳細)  
・学年主任や生徒指導担当者に報告する。

- 管理職への報告  
・学年主任や生徒指導担当者は管理職に報告。

- 過去のいじめアンケートの確認

- 組織的な対応  
・学校いじめ防止基本方針に則り、「いじめ防止対策委員会」が中心となって対応の検討や役割分担をする。

- いじめを受けた子どもに対して  
・安全を確保するとともに、必ず複数名で状況や心情を聴き取るとともに記録し、子どもの状態に合わせた継続的な心のケアを行う。

- いじめを行った子どもに対して  
・単に厳しく指導するのではなく、子どもの人格の成長のためにも、必ず複数名で状況や心情を聴き取るとともに記録し、教育的配慮のもと、内面に迫る指導を丁寧に行い、継続的に再発防止に向けた適切な指導及び支援を行う。

- 必要に応じて支援要請・協力要請  
・「ひらかた学校支援チーム」等の支援要請や警察等の関係機関に協力要請をする。

- まわりの子どもに対して  
・「観衆」や「傍観者」であっても、自分の問題として捉えさせ、それらの行為はいじめに加担する行為であることを丁寧に理解させる。  
・「仲裁者」や「通報者」になるよう丁寧に指導する。

- いじめ解消について  
・いじめに係る行為が相当の期間(少なくとも3ヶ月)止んでいる  
・いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないかどうか面談等で確認する  
※上記2つの要件が満たされ「解消している」状態に至った場合でも、継続して見守る。

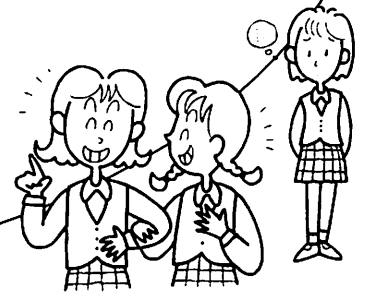
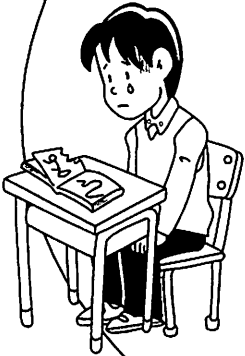


## いじめを発見するために

(いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを意識しましょう)

### 学校で見られるいじめのサイン

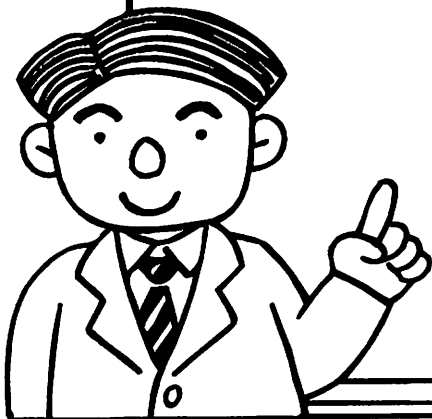
- 理由もなく、1人で朝早く登校する。登校が始業ぎりぎりになる。
- 欠席、遅刻、早退が増える。放課後、急いで一人で帰宅する。
- 用もなく職員室に頻繁に来る。職員室の前をうろうろしている。
- 教職員を避ける。
- 保健室に出入りすることが多くなる。
- 教室移動のときなど、一人で教室に入ってくる。
- 授業中発言をしたら、理由もなく笑われる。
- 昼食や班学習のとき、席を離れている。
- 清掃時、椅子や机がぽつんと残る。
- 声をかけるとびくっとする。返事がない。口数が少なくなる。
- イライラして反抗的になったり、攻撃的になったりする。
- 刃物など危険なものを持つ。
- 紛失物が多くなる。



上記のようないじめのサインを、子どもたちが発していないか気をつけて見ていきます。↓

このようなサインが見られれば、子どもに声をかけ、困っていることがないかを尋ねるなど、注意深く見守るとともに、一人で抱え込まず、( )先生(学年主任・生徒指導担当等)に相談します。

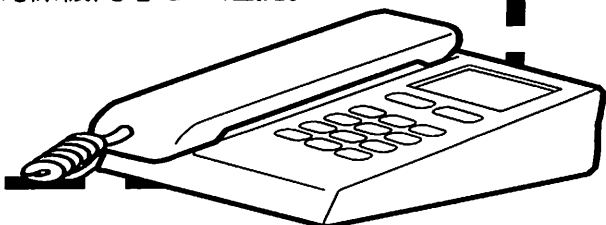
一人で抱え込まず、組織的な対応を行うためには、普段から何でも相談できる関係づくりが大切です。



#### 「いじめ防止対策委員会」

- 対応の検討
- 役割分担

いじめを受けた子どもやその保護者の心情に寄り添った校内の対応。家庭や関係機関等との連携。



1年生 スタートカリキュラム(間違ってもオッケー♪)

1. 大きなねらい

「幼児教育との接続」を認識し、「学校生活へのスムーズな適応」を図る事。

2. スケジュール

○第1週目(下校は先生と一緒に)

登校後	朝学習	授業	留意点など
<ul style="list-style-type: none"> <li>・元気な挨拶</li> <li>・水分補給</li> <li>・帽子を脱ぐ。</li> <li>・ランドセルの中身を出す。</li> <li>・ランドセルをロッカーへ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みんなであいさつ(椅子を引く、背すじぴん)</li> <li>・置く場所の確認(廊下フックも含む)</li> <li>・出欠確認(返事の仕方)</li> <li>・毎日セットの確認</li> <li>・すべての記名</li> <li>・提出物を集める</li> <li>・もらったら「ありがとう」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉛筆の持ち方</li> <li>・個人写真</li> <li>【国語】</li> <li>・自己紹介</li> <li>・ひらがな</li> <li>【図工】</li> <li>【給食】</li> <li>・粘土</li> <li>・着替え方</li> <li>【体育】</li> <li>・行き方</li> <li>・着替え方</li> <li>・配り方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元気な挨拶で迎える。</li> <li>・健康観察をする。</li> <li>・休み時間は教室で過ごす。</li> <li>・トイレ・お茶を定期的に声をかける。</li> <li>・信頼関係(親しみ)を築く。</li> <li>・具体的に丁寧に教える(ロッカーの場所、片付け方、トイレの仕方)。</li> <li>・イメージのわく物を使う(絵カード、掲示物)。</li> </ul>

○第2週目(登校後と朝学習は継続、給食開始、下校はグループ)

授業	給食	留意点など
<ul style="list-style-type: none"> <li>【国語】</li> <li>・「つ、く、し、へ、い、こ」などから</li> <li>【算数】</li> <li>・なかまづくりとかず</li> <li>【合同体育】</li> <li>・かけっこ</li> <li>【音楽】【図工】【道徳】【二測定】</li> <li>【生活】【地区児童会】など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギー対応</li> <li>・当番の仕方</li> <li>・おへらし、おかわりのルール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿題について、保護者へのお願い(音読など)。</li> <li>・遠足にむけて(アレルギーの確認)。</li> <li>・教師や友達と関わり合える活動。</li> <li>・休み時間の外遊びの仕方。</li> <li>・掲示物を工夫し、見通しを持たせる。</li> <li>・当番活動(給食含む)を開始する。</li> </ul>

○第3週目

学校探検(2年生との顔合わせ)、保健関係の検査、家庭訪問期間、通級の話、掃除の仕方

3. その他

- ・学年日より(4月は毎週、5月から月一回)
- ・毎日セット(連絡帳、連絡袋、水筒、下敷き、ハンカチ、ティッシュ、名札、筆箱、検温カード、(マスク)
- ・連絡帳(◎時間割通りの時は「○」、変更する際は詳細を書きます◎宿題を書きます④持ってくるものを書きます④連絡を書きます)
- ・登下校(星、オレンジ、緑、紫、ピンク、水色、赤、黄)2列、広がらない、まっすぐ歩く、帰り道を覚える